

議案第30号

久喜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 久喜市一般職職員の給与に関する条例(平成22年久喜市条例第51号)の一部を次のように改正する。

第9条の2第2項中「100分の4」を「100分の5」に改める。

第17条の7第2項第1号中「100分の75」を「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

行政職給料表

(単位 円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	140,100	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300	406,900
	2	141,200	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000
	23	171,400	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
	24	174,000	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
	25	176,700	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
	26	178,400	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
	27	180,100	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
	28	181,800	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
	29	183,300	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
	30	185,100	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
	31	186,900	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
	32	188,600	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
	33	190,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
	34	192,000	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
	35	193,800	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
	36	195,600	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
	37	197,200	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600

38	199,000	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	200,800	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	202,600	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	204,300	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	206,100	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	207,900	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	209,700	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	211,100	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	212,900	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	467,800
47	214,600	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	468,200
48	216,400	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	468,600
49	218,100	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	468,900
50	219,800	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	469,300
51	221,400	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	469,700
52	223,000	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	470,100
53	224,500	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	470,400
54	226,200	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	470,800
55	227,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	471,200
56	229,400	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	471,600
57	230,800	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	471,900
58	232,300	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	472,300
59	233,800	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	472,700
60	235,100	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	473,100
61	236,400	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	473,400
62	237,600	324,500	364,000	380,500	402,900	444,100	473,800
63	238,700	325,300	364,700	381,100	403,200	444,400	474,200
64	239,900	326,100	365,400	381,700	403,500	444,700	474,600
65	241,200	327,000	365,700	382,100	403,800	445,000	474,900
66	242,500	327,400	366,400	382,700	404,100	445,400	475,300
67	243,700	328,100	367,100	383,300	404,400	445,700	475,700
68	245,000	328,900	367,800	383,900	404,700	446,000	476,100
69	246,000	329,700	368,100	384,300	404,900	446,300	476,400
70	247,400	330,400	368,700	384,800	405,200	446,700	
71	248,900	331,100	369,400	385,300	405,500	447,000	
72	250,400	331,800	370,000	385,900	405,800	447,300	
73	251,800	332,300	370,300	386,200	406,000	447,600	
74	253,200	332,900	370,900	386,600	406,300	448,000	
75	254,600	333,400	371,600	387,000	406,600	448,300	
76	256,000	334,000	372,200	387,400	406,800	448,600	
77	257,200	334,300	372,600	387,700	407,000	448,900	
78	258,500	334,800	373,100	388,000	407,300	449,300	
79	259,900	335,200	373,700	388,300	407,600	449,600	
80	261,300	335,700	374,200	388,600	407,800	449,900	
81	262,600	336,100	374,700	388,800	408,000	450,200	

82	263,700	336,600	375,300	389,100	408,300	450,600	
83	265,000	337,100	375,800	389,400	408,600	450,900	
84	266,300	337,600	376,100	389,600	408,800	451,200	
85	267,400	337,900	376,500	389,800	409,000	451,500	
86	268,500	338,300	377,000	390,100	409,300	451,900	
87	269,800	338,800	377,400	390,400	409,600	452,200	
88	271,100	339,200	377,800	390,600	409,800	452,500	
89	272,200	339,500	378,200	390,800	410,000	452,800	
90	273,200	339,900	378,700	391,100	410,300	453,200	
91	274,300	340,400	379,100	391,400	410,600	453,500	
92	275,400	340,800	379,500	391,600	410,800	453,800	
93	276,600	341,000	379,800	391,800	411,000	454,100	
94	277,600	341,400	380,200	392,100	411,300		
95	278,500	341,900	380,600	392,400	411,600		
96	279,500	342,300	380,900	392,600	411,800		
97	280,300	342,400	381,300	392,800	412,000		
98	281,200	342,900	381,700	393,100	412,300		
99	281,900	343,300	382,100	393,400	412,600		
100	282,800	343,600	382,400	393,600	412,800		
101	283,800	343,900	382,800	393,800	413,000		
102	284,600	344,300	383,200	394,100	413,300		
103	285,400	344,700	383,600	394,400	413,600		
104	286,200	345,100	383,900	394,600	413,800		
105	287,000	345,600	384,300	394,800	414,000		
106	287,500	346,000	384,700	395,100	414,300		
107	287,900	346,400	385,100	395,400	414,600		
108	288,400	346,800	385,400	395,600	414,800		
109	288,500	347,300	385,800	395,800	415,000		
110	288,900	347,700	386,200	396,100	415,300		
111	289,100	348,000	386,600	396,400	415,600		
112	289,500	348,300	386,900	396,600	415,800		
113	289,700	348,800	387,300	396,800	416,000		
114	289,900	349,200	387,700	397,100	416,300		
115	290,300	349,600	388,100	397,400	416,600		
116	290,600	350,000	388,400	397,600	416,800		
117	290,900	350,300	388,800	397,800	417,000		
118	291,200	350,700	389,200	398,100	417,300		
119	291,500	351,100	389,600	398,400	417,600		
120	291,900	351,500	389,900	398,600	417,800		
121	292,200	351,800	390,300	398,800	418,000		
122	292,600	352,200	390,700		418,300		
123	292,900	352,600	391,100		418,600		
124	293,300	353,000	391,400		418,800		
125	293,400	353,300	391,800		419,000		

126	293,600	353,700	392,200		419,300		
127	294,000	354,100	392,600		419,600		
128	294,400	354,500	392,900		419,800		
129	294,600	354,800	393,300		420,000		
130	294,900	355,200			420,300		
131	295,300	355,600			420,600		
132	295,700	356,000			420,800		
133	295,900	356,300			421,000		
134		356,700					
135		357,100					
136		357,500					
137		357,800					
138		358,200					
139		358,600					
140		359,000					
141		359,300					
142		359,700					
143		360,100					
144		360,500					
145		360,800					
146		361,200					
147		361,600					
148		362,000					
149		362,300					
150		362,700					
151		363,100					
152		363,500					
153		363,800					
154		364,200					
155		364,600					
156		365,000					
157		365,300					
158		365,700					
159		366,100					
160		366,500					
161		366,800					
162		367,200					
163		367,600					
164		368,000					
165		368,300					
166		368,700					
167		369,100					
168		369,500					
169		369,800					

	170		370,200					
	171		370,600					
	172		371,000					
	173		371,300					
	174		371,700					
	175		372,100					
	176		372,500					
	177		372,800					
	178		373,200					
	179		373,600					
	180		374,000					
	181		374,300					
	182		374,700					
	183		375,100					
	184		375,500					
	185		375,800					
	186		376,200					
	187		376,600					
	188		377,000					
	189		377,300					
	190		377,700					
	191		378,100					
	192		378,500					
	193		378,800					
再任用職員		214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 久喜市一般職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第4項中「の内容は、市規則で定める。」を「は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして市規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。」に改める。

第9条の2第2項中「100分の5」を「100分の6」に改める。

第9条の3第1項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員その他市規則で定める職員を除く。)に支給する。

第9条の3第2項を次のように改める。

2 住居手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

- (1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額
- (2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円)を1万1,000円に加算した額

第17条の6第2項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第14条又は第45条」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文」に改める。

第17条の7第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第3条第4項関係)

級別標準職務表

職務の級	標準となる職務
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	係長の職務
4級	課長補佐の職務
5級	課長の職務
6級	副部長又は副支所長の職務

7級	部長又は支所長の職務
----	------------

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第3条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(平成24年久喜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第5条関係)

市費負担教職員給料表

職務の級 号給	1級 給料月額(円)
1	197,900
2	199,600
3	201,200
4	202,900
5	204,700
6	206,400
7	208,100
8	209,700
9	211,500
10	213,400
11	215,300
12	217,200
13	218,900
14	220,900
15	222,900
16	224,900
17	226,800
18	229,500
19	232,200
20	234,900
21	237,500
22	240,300
23	242,900
24	245,600
25	248,100
26	250,600
27	253,100
28	255,500
29	258,200
30	260,600
31	262,800
32	265,000
33	267,200
34	269,400
35	271,600
36	273,700
37	276,000
38	278,000
39	280,000
40	282,000
41	283,900
42	286,400
43	288,700

44	291,200
45	293,400
46	295,900
47	298,300
48	301,000
49	303,400
50	305,800
51	308,300
52	310,700
53	313,100
54	315,300
55	317,400
56	319,600
57	321,900
58	324,000
59	326,200
60	328,200
61	330,400
62	332,500
63	334,700
64	336,900
65	338,800
66	341,000
67	343,100
68	345,300
69	347,300
70	349,200
71	351,300
72	353,300
73	355,100
74	357,000
75	358,800
76	360,700
77	362,600
78	364,300
79	366,000
80	367,600
81	369,100
82	370,600
83	372,100
84	373,500
85	374,600
86	376,000
87	377,400
88	378,700
89	380,000
90	381,300
91	382,500

92	383,800
93	385,100
94	386,200
95	387,500
96	388,700
97	390,100
98	391,100
99	392,200
100	393,200
101	394,100
102	395,100
103	396,200
104	397,300
105	398,000
106	398,900
107	399,800
108	400,700
109	401,500
110	402,400
111	403,200
112	404,000
113	404,600
114	405,300
115	406,000
116	406,700
117	407,300
118	407,800
119	408,200
120	408,600
121	409,000
122	409,300
123	409,600
124	409,800
125	410,000
126	410,300
127	410,600
128	410,800
129	411,000
130	411,300
131	411,600
132	411,800
133	412,000
134	412,300
135	412,600
136	412,800
137	413,000
138	413,300
139	413,600

140	413,800
141	414,000
142	414,300
143	414,600
144	414,800
145	415,000
146	415,300
147	415,600
148	415,800
149	416,000

(久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部改正)

第4条 久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成22年久喜市条例第91号)の一部を次のように改正する。

第5条の3を次のように改める。

(住居手当)

第5条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、管理者の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員で管理者の定めるもの以外の職員に支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第5条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職職員の給与条例」という。)の規定は平成27年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。
- 3 第3条の規定による改正後の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例(以下「改正後の任期付市費負担教職員の給与条例」という。)別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。
(住居手当に関する経過措置)
- 4 平成28年4月1日前から引き続き第2条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例(以下「改正前の一般職職員の給与条例」という。)第9条の3第1項第2号に該当する職員(再任用職員を除く。)については、第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第9条の3第2項第2号の規定は、同日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「4,500円」とあるのは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間にあつては「3,000円」と、同年4月1日から平成30年3月31日までの間にあつては「1,500円」とする。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において人事交流等により新たに第2条の規定による改正前の一般職職員の給与条例第9条の3第1項第2号に該当する職員となった者で任用の事情を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、第2条の規定による改正

後の一般職職員の給与条例の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる同条の規定による改正前の一般職職員の給与条例の規定(同項の規定により読み替えられる場合には、読替え後の規定)に準じて、住居手当を支給する。

6 平成28年4月1日前から引き続き第5条の規定による改正前の久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「改正前の企業職員の給与条例」という。)第5条の3第2号に該当する職員については、同日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

7 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間において人事交流等により新たに第5条の規定による改正前の企業職員の給与条例第5条の3第2号に該当する職員となった者で任用の事情を考慮して前項の規定の適用を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員については、改正後の久喜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定にかかわらず、同項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の企業職員の給与条例の規定に準じて、住居手当を支給する。

(適用日前の異動者の号給の調整)

8 適用日前に職務の級を異にして異動した一般職職員及び市長の定めるこれに準ずる一般職職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

9 改正後の一般職職員の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の久喜市一般職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の一般職職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

10 改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の久喜市任期付市費負担教職員の任用、給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付市費負担教職員の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

平成28年2月16日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、一般職職員等の給与を改定するとともに、地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。